

国際会計基準の浸透と今後の日本基準開発

目 次

- | | |
|------------------------|----------------------|
| I. はじめに | 2. IFRS と日米基準との重要な差異 |
| II. IFRS 適用を取り巻くわが国の環境 | 3. 企業決算数値の事例 |
| 1. 直近の IFRS 適用状況 | 4. 営業利益の表示 |
| 2. IFRS 適用レポート | IV. 今後の日本基準開発 |
| 3. 会計基準の選択について | 1. 税効果会計適用指針 |
| 4. 修正国際基準 (JMIS) | 2. 収益認識に関する会計基準 |
| 5. IFRS 移行を意識した取組み | 3. 日本基準その後 |
| III. IFRS の日本基準との差異分析 | V. おわりに |
| 1. 日本基準改正の変遷 | |

野村証券エクイティ・リサーチ部 野村 嘉浩

要約と結論

- わが国における国際会計基準 (IFRS) 適用企業数は、適用予定公表企業を含め、88 社を数え、その時価総額ウェイトは全上場企業の 20% を超える水準にまで高まってきた。適用業種の幅も広がりつつあり、今や IFRS 適用は、わが国のすべての上場企業にとって重要な経営課題となってきた。金融庁による「IFRS 適用レポート」の公表や、東京証券取引所による「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の記載要請も、こうした流れを反映している。
- 個別の会計基準に目を転ずると、IFRS と日本基準との差異は、今世紀に入ってから改正の変遷を経て、かなり解消されてきた。しかし、のれん、開発費、収益認識、リースなど、いくつかの差異が残されており、IFRS 適用企業にとって、損益や純資産の変化要因となっている。財務諸表利用者は、ある企業が IFRS を適用する際に、経営成績や財政状態に与える影響について留意する必要がある。
- 日本基準の改正に関しては、税効果会計と収益認識の 2 つのプロジェクトが進んでいる。前者は、2015 年内の最終化を目標に、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針を開発する予定であり、後者は、IFRS の新基準適用時期である 2018 年を見据えて、慎重に議論を進める予定である。特に後者は、金融商品取引法適用企業以外の企業への対応に関する議論にも注目していく必要がある。
- 直近、2 年程度をかけて開発を進めてきた修正国際基準 (JMIS) は、2015 年 6 月中に最終基準となる。2012 年までに確定している IFRS の「エンドースメント手続き」が終了した後は、速やかに、2013 年以降に開発された IFRS の「エンドースメント手続き」、及び、JMIS の適用や解釈に関するガイダンスや教育文書の作成も進めていく必要がある。JMIS をめぐる議論にも、引続き、注目していきたい。

I. はじめに

わが国の国際会計基準（以下、IFRS）適用企業数は、2015年6月18日時点での集計で、適用予定公表企業、適用予定検討企業を含めて100社を超えるレベルにまで拡大した。これらの企業の2015年3月末日時点の時価総額合計は150兆円に達し、全上場企業の時価総額の25%を超える水準である。

2014年5月23日に自由民主党の日本経済再生本部が公表した提言書「日本再生ビジョン」では、2016年末までに300社程度のIFRS適用に向けた対策の検討や環境整備を、政府に対して提案したが、この提案を受けた政府の対応は、着実に成果を挙げていると評価できる。

そこで本稿では、わが国で存在感を増しつつあるIFRSの浸透状況や企業価値評価に与える影響について、整理を試みる。

まずⅡで、IFRS適用を取り巻くわが国の環境を鳥瞰し、ⅢにおいてIFRSと日本基準との差異分析を、企業開示事例を交えて整理する。

その上で、Ⅳにおいて今後の日本基準開発の動きを鳥瞰し、Ⅴにおいて、今後の全体像を展望したい。

Ⅱ. IFRS適用を取り巻くわが国の環境

1. 直近のIFRS適用状況

連結財務諸表におけるIFRSの任意適用が開始された2010年3月期以降、わが国におけるIFRS適用企業数は徐々に積み上がり、2014年12月期の有価証券報告書提出時点で、30社が、日本基準に替えてIFRSを適用した。東京証券取引所が用いる業種別分類（33業種）に沿ってIFRS適用企業の業種をみると、卸売業、医薬品、情報・通信業、サービス業などが目立っている。この他、米国上場に伴う財務報告のために、銀行業の1社が、日本基準の有価証券報告書提出に加えて、IFRSを適用した財務報告を行っている。

2015年3月期は、さらにIFRSを適用する企業が増加している。有価証券報告書提出時点からの適用を含めて、30社がIFRSに移行し、その業種は、輸送用機器、電気機器、機械にも幅を広げた。

2015年4月以降のIFRS適用予定に関しては、27社が、2015年6月18日までに正式な公表を済ませており、業種としては、化学、石油・石炭製品などが目を引いた。

以上、「IFRS適用企業（IFRS適用予定公表企業を含む、以下同様）」は、88社が確認されており、当該88社の2015年3月末日時点の時価総額合計は120兆円、全上場企業の

時価総額合計に占める比率は20%強に達している。

表1には、2015年3月末日時点の時価総額別に「IFRS適用企業」の分布状況を取りまとめた。「IFRS適用企業」は、国際的な事業展開を行うような時価総額1兆円以上の大企業のみならず、同1,500億円未満の中堅企業にも多くの事例が見られている。

一方で、「米国基準適用企業（IFRS適用予定公表企業を除く、以下同様）」は、徐々に、その数を減少させ、2015年5月末日

表1 「IFRS適用企業」の時価総額別分布状況

時価総額	企業数	累積企業数	うちIFRS適用	うち米国基準適用
1兆円以上	124	124	31	18
5,000億円以上 1兆円未満	105	229	14	1
3,000億円以上 5,000億円未満	117	346	6	1
2,000億円以上 3,000億円未満	85	431	5	0
1,500億円以上 2,000億円未満	94	525	2	1
1,500億円未満	3,071	3,596	30	1
合計	3,596		88	22

(注1) 時価総額は2015年3月末日時点である。

(注2) 「うちIFRS適用」の企業数は、「IFRS適用企業」と「IFRS適用予定を公表した企業」の企業数である。

(注3) 「うち米国基準適用」の企業数は、「米国基準適用企業」のうち「IFRS適用予定を公表した企業」を除いた企業数である。

(出所) 会社資料などより野村作成

時点で、22社と認識している。当該22社の2015年3月末日時点の時価総額は98兆円、全上場企業の時価総額合計に占める比率は17%弱であり、既に時価総額合計では、「IFRS適用企業」を下回る水準に低下した。

2. IFRS適用レポート

2015年4月15日、金融庁は「IFRS適用レポート」を公表した。当レポートは、IFRSの任意適用企業がIFRS移行時の課題をどのように乗り越えたのか、また移行によるメリットにどのようなものがあったのか、等について、実態調査・ヒアリングを行い、IFRSへの移行を検討している企業の参考と資するために、作成されたものである。

調査は、2015年2月末日までの「IFRS適用企業」69社のうち、アンケートに回答があった65社の結果を分析している。

この中で、財務諸表利用者として注目できるポイントは、IFRS任意適用を決定した理由または移行前に想定していたメリットである(表2)。

表2 IFRS任意適用の最大のメリットとしての項目の分布

項目	回答数
経営管理への寄与	29
比較可能性の向上	15
海外投資家への説明の容易さ	6
業績の適切な反映	6
資金調達の手間削減	5
その他	4
合計	65

(出所) 金融庁資料より野村作成

IFRS 任意適用を決定した理由または移行前に想定していた主なメリットとして最も多かった回答は、「経営管理への寄与」の 29 社であった。IFRS 適用が、海外子会社との業績数値集計の効率性向上などを例として、企業の経営管理上、メリットがある点が確認されたことは、経営者の意識を探る上でも、参考になる結果として受け止められる。

「比較可能性の向上」を挙げたのは 15 社である。こちらは、海外の同業他社との経営数値の比較の容易さが認識されているのであろう。続いて、「海外投資家への説明の容易さ」と「業績の適切な反映」が 6 社で同数であった。前者については、よく指摘されるメリットであるが、後者については、その事例として、のれんの非償却を挙げる企業が散見されており、のれんの取扱いに関する IFRS 適用企業のインセンティブの一面が表れている。

IFRS に移行することで、損益にどのような影響を及ぼすかは、企業価値評価を議論する際、常に話題となるが、一般的には、のれんの償却額や年金費用の一部が費用計上されないことで、表面上の利益水準が上昇する可能性が指摘されている。その意味で、企業経営者が IFRS におけるのれんの取扱いを「業績の適切な反映」と位置付ける企業の存在は興味深い。

3. 会計基準の選択について

2015 年 3 月期本決算の特色の 1 つに、決

算短信における「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の記載がある。

本件は、2014 年 11 月、決算短信の作成要領が変更されたことにより、全上場会社に記載が義務付けられたものである。

日本企業の多数を占める「日本基準適用企業（IFRS 適用予定公表企業を除く、以下同様）」の代表的な開示事例は、(1)事業展開が日本中心である、(2)財務諸表の期間比較可能性や企業間の比較可能性を考慮する、(3)コスト・ベネフィットを検討中である、等を理由として、当面は日本基準を使う旨を表明した上で、国内外の情勢を考慮して、IFRS 適用に適切に対応する方針を示すものである。

これに対して、特色ある開示事例として、(1)適用時期は未定としつつ IFRS 適用に向けて準備を進めている旨を表明する企業、(2)IFRS 適用検討につき時期を含めて表明する企業、(3)日本基準とともに IFRS に基づく連結財務諸表を参考情報として開示することを表明する企業、などが確認された。

「米国基準適用企業」の開示事例を見ると、IFRS 適用検討を時期も含めて表明した企業や、適用時期は未定としつつも IFRS 適用検討を表明する企業が確認される一方で、米国基準が「国際的な会計基準」として認知されている点を背景に、引続き、米国基準の適用を表明する企業も確認された。

もっとも、米国基準は、2015 年末をめどに、金融商品会計基準が改正され、保有期間

中の株式評価差額を損益認識することが義務化される可能性がある。この改正が施された場合、現段階で米国基準の継続適用を表明している企業であっても、近い将来はIFRSへの移行を検討することが想定されよう。

なお筆者は、2015年5月末日時点で、IFRS適用の検討を、時期も含めて公表した企業やIFRSの参考開示を表明した企業を、18社ほど確認した。これらの企業を、前述の「IFRS適用企業」に加算すると、社数は100社を超え、2015年3月末日時点の時価総額合計は150兆円超、全上場企業の時価総額の25%を超える水準となる。

IFRS適用予定の公表が、適時開示情報をもって行われる状況の中で、決算短信での意見表明は、適時開示の予備軍として、今後のIFRS適用の浸透状況を予見するための重要な情報と考えられる。財務諸表利用者として、各企業のIFRS適用への取組み姿勢に、引き続き注目していきたい。

4. 修正国際基準 (JMIS)

2013年6月に企業会計審議会が公表した「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方に関する当面の方針」(以下、当面の方針)では、IFRSの任意適用の積み上げを図る1つの方策として、IFRSの「エンドースメント手続き」の導入が提言された。

ここにおいて、IFRSの「エンドースメント手続き」とは、IFRSを日本の会計基準と

して「取込む」手続きを指す。具体的には、国際会計基準審議会(以下、IASB)が開発したIFRSの個別基準を、企業会計基準委員会(以下、ASBJ)が精査した上で、「削除又は修正」することなしに採択できるか否かを判断する作業である。

こうして開発される基準を、「修正国際基準(英名: Japan's Modified International Standards)」(以下、JMIS)と称する。JMISは、IASBが開発したIFRS(英語版)を出発点として、基準の一部を「削除又は修正」したり、細かな指針の追加を行うことが想定されている。

JMISの第1段階では、2012年までに確定しているIFRSに関する開発が進められ、2015年6月中に最終基準となる。

JMISの開発にあたって、IFRSのどの部分を「削除又は修正」するかについては、表3に取りまとめた。

ここでは、のれんを償却する点(IFRSでは償却しない)、保有株式売却時に累積売買差額を損益認識する点(IFRSでは損益認識しない)を中心に「削除又は修正」する。こうした会計処理を「削除又は修正」する背景には、のれんを定期償却することで、将来の減損リスクを軽減したり、保有株式売却時に累積売買差額を損益認識することで、利益計上の安定化を図るメリットが考えられる。

わが国の上場企業の連結財務諸表には、既に、日本基準、米国基準、IFRSの3通りの

会計基準が用いられているが、JMISの開発完了を以て、選択肢が4基準に増えることとなる。こうした対応によって、IFRS適用にまでは踏み切れない企業でも、「削除又は修正」を施した点を除いてIFRSに類似したJMISを適用することで、IFRS適用企業との比較可能性を高める効果がある。

JMISに関する今後の対応としては、2つの側面が想定される。

第1に、会計基準の適用・解釈に関するガイダンスや教育文書の作成である。たとえば、①IAS第16号「有形固定資産」における「減価償却の方法（定額法、定率法の選択）」、②IFRS第9号「金融商品」における

「相場価格のない資本性金融商品への投資に関する公正価値測定」、③IFRS第10号「連結財務諸表」、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」における「子会社、関連会社の報告日が異なる場合の取扱い」といった項目には、IFRS適用を視野に入れる企業の一部から懸念の声が挙がっていた。

具体的には、①では、IFRSにおける減価償却は定額法が主流であり、定率法が継続適用にくいという解釈、②では、非上場株式の時価評価が難しいという意見、③では、全ての子会社・持分法適用会社の決算日を統一する運用が難しいという意見である。

表3 「削除又は修正」がなされる項目

項目	IFRSにおける規定	「削除又は修正」の内容	「削除又は修正」するIFRS個別基準の名称	「削除又は修正」する修正会計基準の名称
のれん	非償却とする	20年以内の一定期間にわたって償却する	IFRS第3号「企業結合」 IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	「のれんの会計処理」
評価差額をその他包括利益(OCI)として処理する保有株式	売却の際に売買差額を損益に振り替えない 時価の著しい下落が生じてもOCIに計上した金額を損失に振り替えない	売却の際に売買差額を損益に振り替える 時価の著しい下落が生じた場合に減損損失を認識する	IFRS第7号 「金融商品：開示」 IFRS第9号 「金融商品」(2010年版) IAS第1号 「財務諸表の表示」 IAS第19号 「従業員給付」	「その他の包括利益の会計処理」
退職給付	数理計算上の差異をOCIに計上し、損益認識しない	数理計算上の差異をOCIに計上した後、平均残存勤務期間で費用処理する(損益に振り替える)		
金融負債	金融負債を公正価値評価した場合、企業の信用力低下に伴う評価差額はOCIに計上し、その後、負債の譲渡や返済があっても利益に振り替えない	金融負債を公正価値評価した場合、企業の信用力低下に伴う評価差額はOCIに計上した後に、負債の譲渡や返済があった場合は、利益に振り替える		

今後、JMISの普及のためには、こうした論点に関する独自のガイダンスや教育文書の開発が待たれることとなろう。

第2に、JMISのアップデート作業である。今までの作業は、2012年までに開発されたIFRSの「エンドースメント手続き」であり、今後、2014年に最終基準化された収益認識や金融商品、2015年末までに最終基準化が予定されるリースについても、継続的にJMISとして「エンドースメント手続き」を進める必要がある。その際に、新たな「削除又は修正」を施すか否か、十分な議論が必要であろう。

5. IFRS移行を意識した取組み

JMISの開発が進む一方で、わが国企業のIFRSに対する取組みは、着実に進んでいる。その具体的な動きとして、IFRS適用予定を表明していない企業でも、親子会社間の決算期の統一、減価償却方法の定額法への変更などが進捗しつつある。これらは、前述のJMISの議論において、独自の教育文書やガイダンスのニーズを指摘した項目でもある。

親子会社間の決算期は、日本基準でもIFRSでも、3か月を超えない範囲での差異が認められている。その場合、一定の修正が要件となるが、日本基準においては、連結会社間の取引に限定して修正を求めているのに対して、IFRSでは、両社の期末日の間に発生する重要な取引や事象をすべて対象とす

る。

したがって、IFRSを適用する準備段階として、親子会社間の決算日を統一しておく方が、実務負担が小さいと考えられている。

減価償却については、日本基準でもIFRSでも、定額法、定率法その他の方法が認められている。しかしわが国では、償却方法について税務上の規定などを意識しながら、比較的自由に選択できるのに対して、IFRSでは、便益の費消パターンに則した償却方法を検討する必要があり、一般的には、定額法が用いられている。

こうした流れも踏まえて、最近では、わが国企業も、定率法から定額法へと変更する事例が目立っている。

Ⅲ. IFRS の日本基準との差異分析

1. 日本基準改正の変遷

Ⅲでは、IFRS と日本基準との差異分析を検討する。その事前準備として、まず、今世紀に入ってからの日本基準の改正の変遷を確認しよう。

表4に示すように、日本基準の改正は、3つの流れに整理することができる。

第1の流れは「会計ビッグバン」と称される。2000年3月期から2001年3月期にかけて、連結中心の財務諸表体系の整備やキャッシュフロー計算書の導入を筆頭に、退職給付

会計、税効果会計、金融商品時価会計などの基準が新設されている。

第2の流れは「商法・会社法対応」と称される。自己株式やストックオプションの解禁に伴って、関連する基準が新設されるとともに、2006年5月の「会社法」施行に関連した株主資本等変動計算書や「純資産の部」の導入に伴って、関連する基準も新設された。

第3の流れは「コンバージェンス対応」と称される。「IFRS」との差異解消を目的に、多くの基準が2008年末までに新設・改正され、2011年3月期までに適用が開始された。こうした一連の作業に対して、欧州連合(EU)から、日本基準は「IFRSと同等」との評価を受けており、別名「同等性評価対

表4 日本基準の改正の変遷

	会計ビッグバン	商法・会社法対応	コンバージェンス対応
強制適用開始時期	2000年3月期 2001年3月期	2006年5月期	2009年3月期～2011年3月期
基準変更の内容	連結中心	自己株式	棚卸資産 (低価法一本化)
	キャッシュフロー計算書	役員賞与	関連当事者の開示
	研究開発費 (即時費用)	株主資本等変動計算書	リース取引 (ファイナンスリース・オンバランス)
	退職給付	純資産の部導入	工事契約 (進行基準と完成基準の峻別)
	税効果 (繰延税金)	ストックオプション	資産除去債務
	金融商品 (時価評価)		企業結合 (持分プーリング法廃止)
		賃貸等不動産時価開示	
		セグメント情報 (マネジメント・アプローチ)	

(注1) 自己株式の会計基準の適用は、2003年3月期からである。

(注2) スtockオプションの会計基準の適用は、2006年5月以後付与されるものからである。

(出所) 野村

応」とも称されている。

その後も、「コンバージェンス対応」はいくつか続いた。遡及修正や包括利益の基準新設、退職給付や企業結合の基準改正が代表例である。

なお、当該基準開発の過程では、包括利益と退職給付について、連結基準と個別基準との間に、相違が生じた。この動きは「連結先行」や「連単分離」と称されており、以後、わが国が会計基準を開発していく上での新たな留意事項を提起している。

2. IFRS と日米基準との重要な差異

今までみてきた日本基準の改正の変遷を経

て、日本基準は、IFRS との差異をかなりの程度、解消してきた。しかし依然として、いくつかの差異が存在している。表5には、重要と思われる差異と影響する財務指標項目を、米国基準やJMIS とともに整理した。

その要点は以下のとおりである。なお、4点目のリースのみ、IFRS が2015年末をめどに最終基準化を進めている改正案における提案をベースに、差異を整理している。

- ① 「のれん」と「年金債務の数理計算上の差異」では、費用認識される償却額が消滅するため、利益水準の上昇効果がある。なお、純利益への影響という面での留意点として、「のれん」は税効果を適

表5 日米基準とIFRS との重要な差異

項目	重要な影響	IFRS の考え方	該当する会計基準	日本基準の考え方	該当する会計基準	影響する財務指標項目
のれん	損益	非償却	IFRS 米国基準	償却	日本基準 JMIS	損益, ROE, 配当性向など
年金債務 数理計算上の差異	損益	非償却	IFRS	償却	日本基準 米国基準 JMIS	損益, ROE, 配当性向など
開発費	純資産	資産計上	IFRS JMIS	費用認識	日本基準 米国基準	純資産, ROE, 自己資本比率など
収益認識	売上高	代理店取引や 間接税を除外等	IFRS 米国基準 JMIS	特段の定め ナシ	日本基準	売上高利益率, 売上高回転率
保有株式	—	売却時に累積評価 差額を損益認識 しない	IFRS 米国基準 (案)	売却時に累積評価 差額を損益認識する	日本基準 米国基準 JMIS	損益 (一定程度)
リース (改正案)	総資産	オペレーティング・ リース形態も 借手オンバランス	IFRS (案) 米国基準 (案)	オペレーティング・ リース形態は 借手オフバランス	日本基準	総資産利益率, 自己資本比率
	—	オペレーティング・ リース形態も 利息法で費用認識	IFRS (案)	オペレーティング・ リース形態は 定額で費用認識	日本基準 米国基準 (案)	損益 (一定程度)

(注1) 「保有株式」における米国基準(案)は、保有期間中の評価差額を損益認識する内容である。

(注2) リース(改正案)に対するJMISの取扱いは未確定である。

(出所) 野村

用しないため、税引前利益と同額の上昇効果を有する一方、「年金債務の数理計算上の差異」は税効果を適用するため、税控除後利益の上昇効果となる。

- ② 「開発費」では、資産計上すべき未償却残高をIFRS移行時に貸借対照表に計上するため、総資産並びに純資産の上昇効果がある。その後の利益への影響は、開発費支出が上昇傾向にあれば、損益水準の上昇効果があるものの、開発費支出が安定している場合には、利益への影響は軽微である。
- ③ 「収益認識」では、代理店取引や間接税を売上高から除外するため、売上水準の下落効果がある。もっとも、売上総利益への影響は軽微である。
- ④ 「保有株式」では、売却時に累積売買差額を損益認識しないため、利益の安定化を図るための売却行為が意味をなさない。
- ⑤ 「リース（改正案）」では、オペレーティング・リース取引も、借手側でリース資産とリース負債を両建て計上するため、総資産の上昇効果がある。純資産への影響は中立で、その後の損益への影響は軽微であるが、リース費用をリース資産償却とリース負債金利費用とに分解するため、リース負債金利費用は営業利益から除外される点に留意が必要である。営業利益の上昇要因となる。

3. 企業決算数値の事例

(1)富士通（6702）

「のれん」と「年金債務数理計算上の差異」が利益水準を押し上げるケースを具体的な事例で確認しよう。

富士通は、2015年3月期決算からIFRSを任意適用したが、比較年度である2014年3月期の親会社株主に帰属する当期純利益（以下、親会社株主利益）について、日本基準とIFRSとに基づく差異を開示している。

親会社株主利益は、日本基準に基づく486億円に対して、IFRSでは1,132億円と報告されており、その差は646億円に相当する。

その内訳は、表6に3点で整理している。すなわち、①年金費用の損益非計上で200億円、②のれんの償却停止で97億円、が利益上昇効果である。

また、③固有調整と分類した348億円は、国内外子会社や年金制度の清算の際に、日本

表6 富士通の調整項目分析
(十億円)

日本基準 親会社株主利益	48.6
<調整項目>	
年金費用	20.0
のれん	9.7
固有調整	34.8
IFRS 親会社株主利益	113.2

(注) 分析は2014年3月期実績
(出所) 会社公表資料より野村作成

基準で損失として計上した為替換算調整勘定が、IFRSでは認識されないことによる。為替換算調整勘定は、同社にとってのIFRS移行日である2014年3月期初時点で損失認識せずに利益剰余金の控除に振り替えるIFRSの規定に則り、損失認識が不要となった。当該要因は、2014年3月期特有の利益上昇要因と推察できる。

(2)日産自動車 (7201)

次に、「開発費」の資産計上に伴う変動事例を確認しよう。開発費の資産計上が顕著な例として自動車業界が指摘されている。

固定資産の再評価などと合わせて、税効果適用後も、純資産を13～17%押し上げる効果が確認されている(表7)。

同社のみならず、自動車業界内の各企業がIFRSを適用した場合の純資産変動の効果には、留意が必要と思われる。

ルノーの関連会社に該当する日産自動車は、ルノーの財務報告向けにIFRSベースの

純資産調整表を、毎年、開示しており、2014年12月末は、開発費の未償却残高が6,030億円(税効果適用前)に達した。

(3)ホンダ (7267)

ホンダは、2015年3月期有価証券報告書にて開示する連結財務諸表からIFRSを適用する。決算短信では、米国基準に基づく財務諸表を公表した。

そこで、同社の開示資料に基づく2016年3月期税引前利益の見通しを題材に、米国基準の会計処理とIFRSとの会計処理との差異について、整理してみよう。

同社の開示資料によると、2016年3月期の税引前利益見通しが、米国基準ベースで6,500億円、IFRSベースで8,050億円と説明され、後者が前者に比して、1,550億円も引上がる見通しとなっている(表8)。

その主な内訳は、開発費の資産計上で500億円、持分法利益の記載箇所の変更で1,350

表7 日産自動車の調整項目分析

(十億円)

	2014年 12月31日	2013年 12月31日	2012年 12月31日	2011年 12月31日	2010年 12月31日
調整前(日本基準)純資産残高	4,710	4,221	3,368	2,909	2,858
固定資産の再評価	198	205	347	348	352
未認識退職給付債務の即時認識	2	-96	-137	-165	-174
開発費の資産計上	603	554	522	526	540
繰延税金の調整	-139	-114	-214	-206	-239
調整後(IFRS)純資産残高	5,374	4,770	3,886	3,412	3,337
対調整前比	14.1%	13.0%	15.4%	17.3%	16.8%

(出所) ルノー年次財務報告書より野村作成

億円、それぞれ上昇と説明されている。

前述のように、一般的に、開発費支出が定額である場合には、即時費用認識でも資産計上して償却しても、利益に与える影響は軽微とみられるが、開発費支出が増加傾向にある場合には、IFRS に基づく費用認識額が、日本基準や米国基準に基づく費用認識額よりも小さくなる。

表 8 ホンダの調整項目分析
(十億円)

税引前利益見通し (米国基準ベース)	650
(差異要因)	
開発費資産計上	50
退職後給付	-23
持分法利益表示組替え	135
その他	-7
税引前利益見通し (IFRS ベース)	805

(注) 分析は2016年3月期見通し
(出所) 会社公表資料より野村作成

本ケースでは、2016年3月期の研究開発支出が前期比473億円の増額となる見通しであるため、IFRS移行に伴って、費用認識が小さくなり、利益が上昇する要因となる。

またIFRSでは、損益計算書における持分法利益の記載箇所が、税引前利益より前段階となる点にも留意が必要である。これに対して米国基準では、税引前利益の計算後に、持分法利益を加算する。したがって、持分法利益が大きい場合は、純利益に与える影響が中立であるにも関わらず、税引前利益の水準が切上がる形となる。

(4)電通 (4324)

次に「収益認識」の変動事例を確認しよう。

電通は、2015年3月期決算からIFRS適用を開始しており、表9に示した同社の開示資料では、2014年3月期、2015年3月期に

表 9 電通の調整項目分析

(単位：百万円)

	日本基準	表示組替え	のれん 償却停止	退職給付	有形固定資産 減価償却費	その他	調整額計	IFRS
2015年3月期								
売上高	2,419,278	-1,690,651					-1,690,651	728,626
売上総利益	656,454	20,555			-84		20,471	676,925
営業利益	72,695	21,708	31,693	1,170	-1,010	6,047	59,609	132,305
親会社株主利益	45,818		31,693	1,256	-437	1,515	34,027	79,846
2014年3月期								
売上高	2,309,359	-1,649,587					-1,649,587	659,772
売上総利益	594,072	20,728			-145		20,582	614,654
営業利益	71,490	6,899	26,836	947	-1,033	2,140	35,792	107,283
親会社株主利益	38,800		26,836	1,312	-661	217	27,706	66,507

(出所) 会社公表資料より野村作成

ついて、IFRS 移行に伴う利益指標への影響を公表している。

両決算期とも、売上高の大幅な水準低下が見られているが、その説明として、広告業に係る取引について、手数料にあたる純額のみを表示する会計処理を適用することが示されている。いわゆる代理店取引が売上高に計上されないIFRSに基づく会計処理の影響が顕著に出た例と理解できよう。

一方で、富士通の例でも示したのれんの償却停止が、同社にとっても親会社株主利益に与える影響が顕著であった。両決算期とも、日本基準の親会社株主利益を69%も押し上げる効果を有している。

4. 営業利益の表示

わが国でもIFRS適用企業が増える中、こうした企業の営業利益の表示に問題が生じ始めている。その要因として、IFRSでは、損益計算書のひな形が日本基準ほど詳細には求められておらず、さらに、日本基準において特別損益と表示される項目が営業利益計算に含まれる点にある。

IFRSにおける連結損益計算書（正式名称は包括利益計算書）のひな形は、IAS第1号「財務諸表の表示」に依拠しており、表10が一般的とされている。ここでは、記載項目を根拠条文ごとに確認しよう。

まず81A項が、「当期純利益」の表示を求め、さらに81B項が、「当期純利益」を「親

会社株主帰属分」と「非支配株主帰属分」とに分解することを定めている。

「当期純利益」を算定する過程では、82項が、収益、金融費用、持分法利益、税金費用、非継続事業損益などの記載を求めているものの、わが国で「段階利益」と称される「売上総利益」、「営業利益」、「継続事業利益」の記載は、具体的に明示されていない。しかし、85項の「財務業績の理解に関連性がある(relevant)場合は、追加的な小計を表示しなければならない」に依拠して、これらの小計が表示されるケースが一般的である。

表10 連結損益計算書のひな形例

	2016年	2015年 修正再表示後	IAS第1号 根拠条文
収益合計	XXX	XXX	82項(a)
物品販売	XXX	XXX	
役務提供	XXX	XXX	
賃貸収益	XXX	XXX	
売上原価	XXX	XXX	103項
売上総利益	XXX	XXX	85項, 103項
その他営業収益	XXX	XXX	103項
販売費	XXX	XXX	99項, 103項
管理費	XXX	XXX	99項, 103項
その他営業費用	XXX	XXX	99項, 103項
営業利益	XXX	XXX	85項
金融収益	XXX	XXX	82項(a)
金融費用	XXX	XXX	82項(b)
持分法損益	XXX	XXX	82項(c)
税金費用	XXX	XXX	82項(d)
継続事業利益	XXX	XXX	85項
非継続事業損益	XXX	XXX	82項(ea)
当期利益 (内訳)	XXX	XXX	81A項
親会社株主帰属分	XXX	XXX	81B項
非支配株主帰属分	XXX	XXX	81B項

(出所) IAS第1号より野村作成

また先に指摘したように、日本基準で特別損益として表示される項目は、87項が、その記載を禁止している。この規定に則り、IFRSの営業利益は、日本基準に照らすと「特別損益を含んだ営業利益」と考えられる。

こうした中、IFRS適用企業の数社が、日本基準の営業利益や償却前営業利益の概念を意識して、利益指標を独自に定義して用い始めた。

代表例として、無形資産償却額、減損、リストラ費用、M&A費用等を除外した「調整後営業利益」や「コア利益」なる概念を、財務諸表に表示した上で、業績予想指標として公表するケースが散見されている。

こうした動きは、企業の安定的な収益を計測する上では、一定のメリットがあるものの、企業間での比較可能性を低下させるデメリットもある。財務諸表利用者は、こうした指標の解釈に、一定の留意を払う必要がある。

IV. 今後の日本基準開発

1. 税効果会計適用指針

Ⅲの冒頭において、日本基準の改正の変遷を確認した。その後、2015年5月末日現在、ASBJでは、2つの大きな日本基準の開発プロジェクトを有している。そこでIVでは、これらのプロジェクトを鳥瞰しよう。

最初に、税効果会計を取り上げる。

2015年5月26日、ASBJは、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」を公表した。

わが国の会計基準では、税効果会計における繰延税金資産（以下、DTA）の金額を、その回収可能性を判断して計上する規定となっている。その指針は、日本公認会計士協会（以下、JICPA）が1999年に公表した監査委員会報告第66号（以下、第66号）に明記されている。

今般、ASBJは、この判断指針の見直し作業をJICPAから引き継いでおり、2015年に適用指針を確定させることを目指しているわけであるが、その動きは、以下のような狙いがあると思われる。

もとよりDTAは、課税所得と会計利益との差異（以下、一時差異）のうち回収可能な部分（いわゆる数量的要素）と実効税率（いわゆる単価的要素）の積として計算される。

そして昨今、相次ぐ法人税制の改正によって、実効税率（単価的要素）が中長期的に引下げられ、それに伴って DTA の評価減が、繰返し生じている。

そこで、今回の改正を通して、一時差異のうち回収可能な部分（数量的要素）を現行より柔軟に計上する規定に変更することで、DTA の金額維持を企図する動きが起きている。

第 66 号に基づく DTA の計上手続きは、まず、企業を、その収益力に応じて、「分類 1」から「分類 5」までの 5 段階に分類する。その後、その分類基準に応じた DTA の計上金額を定めている。

今回の適用指針（案）では、その枠組みを変えずに、各分類に該当する要件と各分類において計上できる DTA の金額を改正する。

その骨子は、前者（要件）を表 11 に、後者（計上できる金額）を表 12 に、整理しており、概ね 3 点の変更が議論されている。

第 1 に、前者において、「分類 4」の条件に該当する企業のうち、表 11 に示した一定の要件に該当した場合には、より収益力の高い企業が属する「分類 2」に移行できる可能性を新設する。現行では、「分類 3」に移行できる可能性のみの規定とされている。

第 2 に、後者において、「分類 2」の条件に該当する企業のうち、スケジューリング（課税所得と会計利益の差異解消の将来時点を計画する作業）が不能な一時差異につい

て、差異の解消年度が特定できない場合でも、DTA 計上の可能性を認める。現行では、「分類 2」の条件に該当する企業においては、スケジューリングが不能な一時差異に対する DTA 計上は認められない。

第 3 に、後者において、「分類 3」の条件に該当する企業における「おおむね 5 年」とされたスケジューリング年度をより柔軟に考えて、5 年を超える期間におけるスケジューリングを認める。現行では、「分類 3」の企業において、5 年を超える期間のスケジューリングが認められるケースは極めて稀とされている。

なお、別途、今回の改正に関する審議の過程では、開示の充実も議論された。具体的には、① DTA の切捨総額に相当する評価性引当額の原因別内訳、② 5 年超のスケジューリングが採用された場合のその根拠、③ 繰越欠損金の失効日や繰越期限、などが議論された。

最終的にこれらの開示の充実は、今回の改正には織り込まれない方向であるが、税効果会計基準全体について、IFRS との差異を解消する「コンバージェンス対応」を行う際には、改めて開示ニーズを踏まえた上で、検討する方向性が確認されている。

今回の適用指針開発作業は、7 月 27 日までの 2 か月間のコメント募集期限を経て、2015 年中に最終化しよう。その場合、2017 年 3 月期初からの適用が想定されており、場

表 11 各分類に該当するための要件（案）

対象年度	過去おおむね3年及び当期	
分類1	すべての対象年度において、期末における一時差異を十分に上回る課税所得がある	
分類2	すべての対象年度において、期末における一時差異を下回るものの安定的な課税所得がある	
分類3	対象年度の課税所得が不安定である	すべての対象年度において、重要な税務上の欠損金が生じていない
分類4	対象年度において重要な税務上の欠損金が生じた、または、 対象年度において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実があった（当期末の場合は見込み）	翌年度において、一時差異控除前課税所得が生じることが見込まれる
分類5	すべての対象年度において、重要な税務上の欠損金が生じている	翌年度も重要な税務上の欠損金が生じることが見込まれる
分類4 の例外 規定	重要な税務上の欠損金が生じた要因、中長期計画等を勘案して、一時差異控除前課税所得を見積もった場合、5年超にわたって当該所得が継続して生じることが合理的に説明できる場合	分類2に該当する
	重要な税務上の欠損金が生じた要因、中長期計画等を勘案して、一時差異控除前課税所得を見積もった場合、3年から5年にわたって当該所得が継続して生じることが合理的に説明できる場合	分類3に該当する

(注) 太枠部分が改正提案である。

(出所) ASBJ 適用指針（案）より野村作成

表 12 各分類において計上できる DTA の金額（案）

分類	DTA の性質や所得の見積もり状況	回収可能性判断
分類1	DTA の全額	回収可能性あり
分類2	スケジューリングを行った一時差異に係る DTA	回収可能性あり
	スケジューリングが不能な一時差異に係る DTA	回収可能性なし 個別に特定できなくとも、いずれかの時点で解消される可能性が高い一時差異は、その解消予定年度の課税所得が一時差異を上回る場合に、回収可能性あり
分類3	合理的な期間（おおむね5年）以内の一時差異控除前課税所得の見積もりに基づいて、スケジューリングを行った一時差異に係る DTA	回収可能性あり
	課税所得が不安定である原因や中長期計画等を勘案して、5年超の期間においてスケジューリングされる一時差異に係る DTA が回収可能であることを合理的に説明できる場合	
分類4	翌期の一時差異控除前課税所得の見積もりに基づいて、スケジューリングを行った一時差異に係る DTA	回収可能性あり
分類5	DTA の全額	回収可能性なし

(注1) 太枠部分が改正提案である。

(注2) 「回収可能性あり」の場合は DTA 計上が可能であり、「回収可能性なし」の場合は DTA 計上が不可能である。

(出所) ASBJ 適用指針（案）より野村作成

合によっては、2016年3月期末からの早期適用も可能となろう。

改正適用指針の適用によって、過去に切捨てを余儀なくされたDTAが復活し、資本の厚みが増す企業の出現の可能性が指摘されている。

2. 収益認識に関する会計基準

次に、IFRSとの差異解消を意識した日本基準開発の話題として、「収益認識に関する会計基準」を取り上げよう。

IFRSでは、2014年5月にIFRS第15号「顧客との契約から生ずる収益」が公表され、2017年からの適用が定められている。目下、IASBでは、適用時期を2018年へと1年遅らせる審議を行っているものの、IFRS第15号の適用時期は、間近に迫っていると理解すべきである。

こうした環境を踏まえ、ASBJでは、わが国においても、「収益認識に関する会計基準」の開発に着手した。取引の種類や業種に関わらず、企業の損益計算書のトップラインとして表示される売上高について、国際的な比較可能性を改善するニーズを踏まえての対応と思われる。

また、IFRSを適用して連結財務諸表を作成するわが国の企業が増加する一方で、こうした企業は、引き続き、個別財務諸表を日本基準に準拠して作成する制約があるため、収益認識の会計処理において、連結と個別との一

致を求める声が、財務諸表作成者から挙がったことも、このプロジェクトの推進を後押しした。

本プロジェクトでは、主に、以下の5点が大きな議論となろう。

- ① 収益認識のタイミングが「出荷基準」ではなく「着荷基準」となる。
- ② 代理店取引の売上高を除外する（仕入商品の価格変動リスクを保有しない取引は売上計上しない）。
- ③ ポイント付与など実質的な値引き相当額は、その利用率などを見積もった上で、販売時に売上高から除外する。
- ④ 例えば、ハードウェアとソフトウェアとの一体販売に見られるような複合取引についても、区分した売上計上が求められる。
- ⑤ 売上高の形態別に詳細な内訳開示が求められる。

ASBJは、さしあたり2015年12月末日をめどに、IFRS第15号の概要、および、仮に当該基準をわが国における収益認識基準として適用した場合に生ずる主な論点を示した文書を公表して、広く意見を募ることを予定している。

その後、新たな日本基準の開発に具体的に着手することとなろう。連結決算にIFRSを適用する企業は、IFRS第15号の強制適用時期が2018年と予想されるため、それまでに最終基準の確定を求める声があるが、日本

基準が2018年までに適用可能とするためには、例えば、2016年末をめどに最終基準化する必要がある、現実問題として、時間的には難しいと考えざるを得ない。

また、前述のようにIFRS第15号のもとでは、会計処理の実務が煩雑となるとともに、厳密な収益管理体制の構築が求められることから、IFRS第15号との差異を解消する日本基準の開発に慎重な意見も少なくない。

すなわち、今回、審議が進められる基準改正は、上場企業を中心とする金融商品取引法適用企業の会計処理としては、投資家に望ましい方向性と考えられるが、わが国のすべての企業に、当該基準の適用を求める必要性について、十分な時間をかけて議論すべきとの意見である。

表13に示したように、金融商品取引法適用企業が連結財務諸表に適用できる会計基準は、IFRS、米国基準、JMIS、日本基準（連

結）と4種類が存在する。

このうち収益認識会計基準では、IFRSと米国基準とが、ほぼ同一の規定となっており、両基準を適用するわが国の企業（IFRS適用予定企業、IFRS適用検討企業を含めて約120社程度）から、日本基準（個別）をIFRSや米国基準と一致させる要求が表明されているのである。

一方で、日本基準（連結）を適用する多くの金融商品取引法適用企業（タイプ（A））をはじめ、公認会計士の監査義務はあるものの連結財務諸表の作成義務がない会社法大会社（タイプ（B））、公認会計士の監査義務も有しないその他の企業（タイプ（C））にとって、今回の基準改正を迅速に進める強いニーズが表明される可能性は、高くないと考えられる。

個別財務諸表に適用される日本基準は、タイプ（A）からタイプ（C）まで、幅広い企業に適用される影響も考慮しつつ、本プロ

表13 我が国企業が適用する会計基準の概要

タイプ	対象企業	国内企業数	連結	個別
(A)	金融商品取引法適用会社 (有価証券報告書提出会社)	約 5,000 社	IFRS	日本基準（個別）
			JMIS	日本基準（個別）
			米国基準	日本基準（個別）
			日本基準（連結）	日本基準（個別）
(B)	(A)を除く会社法大会社	約 5,000 社	なし	日本基準（個別）
(C)	(A)と(B)以外の会社	約 2,500,000 社	なし	日本基準（個別）

(注1) 日本基準（連結）と日本基準（個別）は、包括利益や退職給付に関する基準の一部の規定を除いて基本的には一致している。

(注2) タイプ（C）の企業が用いる会計基準には、日本基準（個別）より簡便な基準も制定されている。

(出所) 金融庁企業会計審議会資料をもとに野村作成

ジェクトは、今後、慎重に議論を進めていくことが必要となろう。

3. 日本基準その後

今回採りあげた2つの会計基準開発の出発点は、いずれも、IFRSとの差異解消が意識された。前者（税効果会計）は、現行の過度な細則規定を改めて、実態に則した柔軟な会計処理を促すものである。後者（収益認識）は、わが国で明文規定がなく、税務や業界慣行に依存した実務を改めて、大きな枠組としての会計処理の制定を目指すものである。

IFRSと日本基準との差は、まだまだ多くの分野で残されており、両基準の差異の解消には、多くの時間と労力を注ぐ必要があろう。しかし、こうした努力が展開されてこそ、日本基準の品質向上が進んでいくことに、十分に留意する必要があるだろう。

V. おわりに

日本の「IFRS適用企業」が、適用検討を含めて100社を超える状況に入り、IFRSの開発状況に関する注目度合いは、ますます増している。収益認識、金融商品、リースと、重要な会計基準の開発も終盤にさしかかり、「ムービング・ターゲット（動く標的）」と呼ばれたIFRSが落ち着いてきたことで、IFRSと向き合う環境は、さらに整ってきている。

冒頭にとりあげた自由民主党の提言書で掲げられた2016年末までに残された期間は、約1年半となった。この間に「IFRS適用企業」の数が着実に増加し、その結果として、例えば「IFRS適用企業」の合計時価総額が、全上場企業の合計時価総額の50%を超える日も、そう遠くなく到来しよう。そうすれば、わが国も、「IFRSを全上場企業に強制適用するまでには至らないが、多くの上場企業がIFRSを適用している」と国際的に主張することが可能となろう。

JMISについては、ガイドンスや教育文書の開発に注力するとともに、「エンドースメント手続き」の継続にあたっては、JMISが、日本基準、米国基準、IFRSに続く「第4の基準」としてわが国の中で定着するために必要となる「削除又は修正」に関する議論を十分に施す必要があるだろう。

国内の会計基準に目を転じれば、長らく、大きな基準開発が進まなかった環境から脱し、「収益認識に関する会計基準」の開発に着手することができた。IFRS 第 15 号と平仄を合わせる基準を開発するには、多くの論点を克服する必要があるが、そうした議論を丁寧に進めることで、日本基準の品質も、少しずつ、国際基準に近づいて高まっていくことが可能であろう。

ディスクレイマー

本資料は表紙に記載されている野村グループの関連会社により作成されたもので、表紙などに従業員やその協力者が記載されている1社あるいは複数の野村グループの関連会社によって単独あるいは共同で作成された資料が含まれます。ここで使用する「野村グループ」は、野村ホールディングス、およびその関連会社と子会社を指し、また、日本の野村證券(「NSC」)、英国のノムラ・インターナショナル plc (「Nlplc」)、米国のノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル・インク(「NSI」)、インスティテット LLC(「ILLC」)、香港の野村国際(香港)(「NIHK」)、韓国のノムラ・フィナンシャル・インベストメント(韓国)(「NFIK」)(韓国金融投資協会(「KOFIA」)に登録しているアナリストの情報は KOFIA のイントラネット <http://dis.kofia.or.kr> でご覧いただけます)、シンガポールのノムラ・シンガポール・リミテッド(「NSL」)(登録番号 197201440E、シンガポール金融監督局に監督下にあります)、オーストラリアのノムラ・オーストラリア・リミテッド(「NAL」)(ABN 48 003 032 513)(オーストラリアのライセンス番号 246412、オーストラリア証券投資委員会(「ASIC」)の監督下にあります)、インドネシアの P.T.ノムラ・セキュリティタス・インドネシア(「PTNSI」)、マレーシアのノムラ・セキュリティーズ・マレーシア Sdn. Bhd.(「NSM」)、台湾の NIHK 台北支店(「NITB」)、インドのノムラ・フィナンシャル・アドバイザー・アンド・セキュリティーズ(インド)プライベート・リミテッド(「NFASL」)、(登録住所: Ceejay House, Level 11, Plot F, Shivsagar Estate, Dr. Annie Besant Road, Worli, Mumbai- 400 018, India; 電話: +91 22 4037 4037、ファックス: +91 22 4037 4111; CIN 番号: U74140MH2007PTC169116、SEBI 登録番号(株式ブローカレッジ): BSE INB011299030、NSE INB231299034、INF231299034、INE 231299034、MCX: INE261299034、SEBI 登録番号(マーチャントバンキング): INM000011419、SEBI 登録番号(リサーチ): INH000001014)、スペインの Nlplc マドリード支店(「Nlplc, Madrid」)が含まれます。リサーチ・レポートの表紙のアナリスト名の横に記載された「CNS タイランド」の記載は、タイのキャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック・カンパニー・リミテッド(「CNS」)に雇用された当該アナリストが、CNS 及び NSL 間のアグリーメントに基づき、NSL にリサーチ・アシスタントのサービスを行っていることを示しています。リサーチ・レポートの表紙の従業員氏名の横に記載された「NSFSPL」は、ノムラ・ストラクチャード・ファイナンス・サービスズ・プライベート・リミテッドに雇用された当該従業員が、インターカンパニー・アグリーメントに基づき、特定の野村の関連会社のサポートを行っていることを示しています。リサーチ・レポートの表紙のアナリスト名の横に記載された「BDO-NS」(「BDO ノムラ・セキュリティーズ・インク」を表します)の記載は、BDO ユニバンク・インク(「BDO ユニバンク」)に雇用され BDO-NS に配属された当該アナリストが、BDO ユニバンク、NSL 及び BDO-NS 間のアグリーメントに基づき、NSL にリサーチ・アシスタントのサービスを行っていることを示しています。BDO-NS は BDO ユニバンクと野村グループのジョイント・ベンチャーで、フィリピンの証券ディーラーです。

本資料は、(i)お客様自身のための情報であり、投資勧誘を目的としたものではなく、(ii)証券の売却の申込みあるいは証券購入の勧誘が認められていない地域における当該行為を意図しておらず、かつ(iii)野村グループに関するディスクロージャー以外は、信頼できると判断されるが野村グループによる独自の確認は行っていない情報源に基づいております。

野村グループに関するディスクロージャー以外は、野村グループは、本資料の正確性、完全性、信頼性、適切性、特定の目的に対する適性、譲渡可能性を表明あるいは保証いたしません。また、本資料および関連データの利用の結果として行われた行為(あるいは行われないという判断)に対する責任を負いません。これにより、野村グループによる全ての保証とその他の言質は許容可能な最大の範囲まで免除されます。野村グループは本情報の利用、誤用あるいは配布に対して一切の責任を負いません。

本資料中の意見または推定値は本資料に記載されている発行日におけるものであり、本資料中の意見および推定値を含め、情報は予告なく変わることがあります。野村グループは本資料を更新する義務を負いません。本資料中の論評または見解は執筆者のものであり、野村グループ内の他の関係者の見解と一致しない場合があります。お客様は本資料中の助言または推奨が各自の個別の状況に適しているかどうかを検討する必要があります。また、必要に応じて、税務を含め、専門家の助言を仰ぐことをお勧めいたします。野村グループは税務に関する助言を提供していません。

野村グループ、その執行役、取締役、従業員は、関連法令、規則で認められている範囲内で、本資料中で言及している発行体の証券、商品、金融商品、またはそれらから派生したオプションやその他のデリバティブ商品、および証券について、自己勘定、委託、その他の形態による取引、買持ち、売持ち、あるいは売買を行う場合があります。また、野村グループ会社は発行体の金融商品の(英国の適用される規則の意味する範囲での)マーケットメーカーあるいはリクイディティ・プロバイダーを務める場合があります。マーケットメーカー活動が米国あるいはその他の地域における諸法令および諸規則に明記された定義に従って行われる場合、発行体の開示資料においてその旨が別途開示されます。

本資料はスタンダード・アンド・プアーズなどの格付け機関による信用格付けを含め、第三者から得た情報を含む場合があります。当該第三者の書面による事前の許可がない限り、第三者が関わる内容の複製および配布は形態の如何に関わらず禁止されております。第三者である情報提供者は格付けを含め、いずれの情報の正確性、完全性、適時性あるいは利用可能性を保証しておらず、原因が何であれ、(不注意あるいは他の理由による)誤りあるいは削除、または当該内容の利用に起因する結果に対する一切の責任を負いません。第三者である情報提供者は、譲渡可能性あるいは特定の目的または利用への適性の保証を含め(ただしこれに限定されない)、明示的あるいは暗黙の保証を行っていません。第三者である情報提供者は格付けを含め、提供した情報の利用に関連する直接的、間接的、懲罰的、補償的、罰則的、特別なあるいは派生的な損害、費用、経費、弁護士料、損失コスト、費用(損失収入または利益、機会コストを含む)に対する責任を負いません。信用格付けは意見の表明であり、事実または証券の購入、保有、売却の推奨を表明するものではありません。格付けは証券の適合性あるいは投資目的に対する証券の適合性を扱うものではなく、投資に関する助言として利用することはお控えください。

本資料中に含まれる MSCI から得た情報は MSCI Inc.(「MSCI」)の独占的財産です。MSCI による事前の書面での許可がない限り、当該情報および他の MSCI の知的財産の複製、再配布あるいは指数などのいかなる金融商品の作成における利用は認められません。当該情報は現状の形で提供されています。利用者は当該情報の利用に関わるすべてのリスクを負います。これにより、MSCI、その関連会社または当該情報の計算あるいは編集に関与あるいは関係する第三者は当該情報のすべての部分について、独創性、正確性、完全性、譲渡可能性、特定の目的に対する適性に関する保証を明確に放棄いたします。前述の内容に限定することなく、MSCI、その関連会社、または当該情報の計算あるいは編集に関与あるいは関係する第三者はいかなる種類の損失に対する責任をいかなる場合にも一切負いません。MSCI および MSCI 指数は MSCI およびその関連会社のサービス商標です。

Russell/Nomura 日本株インデックスの知的財産権およびその他一切の権利は野村証券株式会社および Frank Russell Company に帰属します。なお、野村証券株式会社および Frank Russell Company は、当インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、インデックスの利用者およびその関連会社が当インデックスを用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

本資料は投資家のお客様にとって投資判断を下す際の諸要素のうちの一つにすぎないと考え下さい。また、本資料は、直接・間接を問わず、投資判断に伴う全てのリスクについて検証あるいは提示しているのではないことをご了解ください。野村グループは、ファンダメンタル分析、定量分析等、異なるタイプの数々のリサーチ商品を提供しております。また、時間軸の捉え方や分析方法の違い等の理由により、リサーチのタイプによって推奨が異なる場合があります。野村グループは野村グループのポータル・サイト上へのリサーチ商品の掲載および/あるいはお客様への直接的な配布を含め、様々な方法によってリサーチ商品を発表しております。調査部門が個々のお客様の要望に応じて提供する商品およびサービスはお客様の属性によって異なる場合があります。

当レポートに記載されている数値は過去のパフォーマンスあるいは過去のパフォーマンスに基づくシミュレーションに言及したものである場合があります。将来のパフォーマンスを示唆するものとして信頼できるものではありません。情報に将来のパフォーマンスに関する示唆が含まれている場合、係る予想は将来のパフォーマンスを示唆するものとして必ずしも信頼できるものではありません。また、シミュレーションはモデルと想定を簡略化に基づいて行われており、想定が過度に簡略化され、将来のリターン分布を反映していない場合があります。

特定の証券は、その価値または価格、あるいはそこから得られる収益に悪影響を及ぼし得る為替相場変動の影響を受ける場合があります。

金融市場関連のリサーチについて: アナリストによるトレード推奨については、以下の 2 通りに分類されます; 戦術的 (tactical) トレード推奨は、向こう 3 ヶ月程度の見通しに基づいています; 戦略的 (strategic) トレード推奨は、向こう 6 ヶ月から 12 ヶ月の見通しに基づいています。これら推奨トレードについては、

経済・市場環境の変化に応じて、適宜見直しの対象となります。また、ストップ・ロスが明記されたトレードについては、その水準を超えた時点で推奨の対象から自動的に外れます。トレード推奨に明記される金利水準や証券のプライスについては、リサーチ・レポートの発行に際してアナリストから提出された時点の、ブルームバーグ、ロイター、野村のいずれかによる気配値であり、その時点で、実際に取引が可能な水準であるとは限りません。本資料に記載された証券は米国の1933年証券法に基づく登録が行われていない場合があります。係る場合、1933年証券法に基づく登録が行われる、あるいは当該登録義務が免除されていない限り、米国内で、または米国人を対象とする購入申込みあるいは売却はできません。準拠法が他の方法を認めていない限り、いかなる取引もお客様の地域にある野村の関連会社を通じて行う必要があります。

本資料は、Nipicにより英国および欧州経済領域内において投資リサーチとして配布することを認められたものです。Nipicは、英国のブルーデンス規制機構によって認可され、英国の金融行為監督機構とブルーデンス規制機構の規制を受けています。Nipicはロンドン証券取引所会員です。本資料は、英国の適用される規則の意味する範囲での個人的な推奨を成すものではなく、あるいは個々の投資家の特定の投資目的、財務状況、ニーズを勘案したものではありません。本資料は、英国の適用される規則の目的のために「適格カウンターパーティ」あるいは「専門的顧客」である投資家のみを対象にしたもので、したがって、当該目的のために「個人顧客」である者への再配布は認められておりません。本資料は、香港証券先物委員会の監督下にあるNIHKによって、香港での配布が認められたものです。本資料は、オーストラリアでASICの監督下にあるNALによってオーストラリアでの配布が認められたものです。また、本資料はNSMによってマレーシアでの配布が認められています。シンガポールにおいては、本資料はNSLにより配布されました。NSLは、証券先物法(第289条)で定義されることのある認定投資家、専門的投資家もしくは機関投資家ではない者に配布する場合、海外関連会社によって発行された証券、先物および為替に関わる本資料の内容について、法律上の責任を負います。シンガポールにて本資料の配布を受けたお客様は本資料から発生した、もしくは関連する事柄につきましてはNSLにお問い合わせください。本資料は米国においては1933年証券法のレギュレーションSの条項で禁止されていない限り、米国登録ブローカー・ディーラーであるNSIにより配布されます。NSIは1934年証券取引所法規則15a-6に従い、その内容に対する責任を負っております。本資料を作成した会社は、野村グループ内の関連会社が、顧客が入手可能な複製を作成することを許可しています。

野村サウジアラビア、Nipic、あるいは他の野村グループ関連会社はサウジアラビア王国(「サウジアラビア」)での(資本市場庁が定めるところの、)「オーソライズド・パーソンズ」、「エグゼンプト・パーソンズ」、または「インスティテューションズ」以外の者への本資料の配布、アラブ首長国連邦(「UAE」)においては、(ドバイ金融サービス機構が定めるところの、)「専門的顧客」以外の者への配布、また、カタール国の(カタール金融センター規制機構が定めるところの、)「マーケット・カウンターパーティー」、または「ビジネス・カスタマーズ」以外の者への配布を認めておりません。サウジアラビアにおいては、「オーソライズド・パーソンズ」、「エグゼンプト・パーソンズ」、または「インスティテューションズ」以外の者、UAEの「専門的顧客」以外の者、あるいはカタールの「マーケット・カウンターパーティー」、または「ビジネス・カスタマーズ」以外の者を対象に本資料ならびにそのいかなる複製の作成、配信、配布を行うことは直接・間接を問わず、係る権限を持つ者以外が行うことはできません。本資料を受け取ることは、サウジアラビアに居住しないか、または「オーソライズド・パーソンズ」、「エグゼンプト・パーソンズ」、または「インスティテューションズ」であることを意味し、UAEにおいては「専門的顧客」、カタールにおいては「マーケット・カウンターパーティー」、または「ビジネス・カスタマーズ」であることの表明であり、この規定の順守に同意することを意味いたします。この規定に従わないと、サウジアラビア、UAE、あるいはカタールの法律に違反する行為となる場合があります。

カナダ投資家へのお知らせ:本資料は個人的な推奨ではありません。また投資目的、財務状況、あるいは特定の個人または口座の特定のニーズを考慮したものではありません。本資料はオンタリオ証券委員会のNI 31-103のセクション8.25に基づいてお客様へ提供されています。

台湾上場企業に関するレポートおよび台湾所屬アナリスト作成のレポートについて:本資料は参考情報の提供だけを目的としています。お客様ご自身で投資リスクを独自に評価し、投資判断に単独で責任を負っていただく必要があります。本資料のいかなる部分についても、野村グループから事前に書面で承認を得ることなく、報道機関あるいはその他の誰であっても複製あるいは引用することを禁じます。「Operational Regulations Governing Securities Firms Recommending Trades in Securities to Customer」及びまたはその他の台湾の法令・規則に基づき、お客様が本資料を関係者、関係会社およびその他の第三者を含む他者へ提供すること、あるいは本資料を用いて利益相反があるかもしれない活動に従事することを禁じます。NIHK台湾支店が執行できない証券または商品に関する情報は、情報の提供だけを目的としたものであり、投資の推奨または勧誘を意図したものではありません。

本資料のいかなる部分についても、野村グループ会社から事前に書面で同意を得ることなく、(i)その形態あるいは方法の如何にかかわらず複製する、あるいは(ii)配布することを禁じます。本資料が、電子メール等によって電子的に配布された場合には、情報の傍受、変造、紛失、破壊、あるいは遅延もしくは不完全な状態での受信、またはウィルスへの感染の可能性があることから、安全あるいは誤りがない旨の保証は致しかねます。従いまして、送信者は電子的に送信したために発生する可能性のある本資料の内容の誤りあるいは欠落に対する責任を負いません。確認を必要とされる場合には、印刷された文書をご請求下さい。

日本で求められるディスクレイマー

レポート本文中の格付記号の前に※印のある格付けは、金融商品取引法に基づく信用格付業者以外の格付業者が付与した格付け(無登録格付け)です。無登録格付けについては「無登録格付けに関する説明書」<https://www.nomura.co.jp/retail/bond/noregistered.html> をご参照ください。

当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大1.404%(税込み)(20万円以下の場合)、2,808円(税込み))の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料(換金時手数料)および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

国内株式(国内REIT、国内ETF、国内ETNを含む)の売買取引には、約定代金に対し最大1.404%(税込み)(20万円以下の場合)は2,808円(税込み)の売買手数料をいただきます。国内株式を相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。国内株式は株価の変動により損失が生じるおそれがあります。国内REITは運用する不動産の価格や収益力の変動により損失が生じるおそれがあります。国内ETFは連動する指数等の変動により損失が生じるおそれがあります。

外国株式の売買取引には、売買金額(現地約定金額に現地手数料と税金等を買入の場合には加え、売入の場合には差し引いた額)に対し最大1.026%(税込み)(売買代金が75万円以下の場合)は最大7,668円(税込み)の国内売買手数料をいただきます。外国の金融商品市場での現地手数料や税金等は国や地域により異なります。外国株式を相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。外国株式は株価の変動および為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

信用取引には、売買手数料(約定代金に対し最大1.404%(税込み)(20万円以下の場合)は2,808円(税込み))、管理費および権利処理手数料をいただきます。加えて、買付の場合、買付代金に対する金利を、売付の場合、売付け株券等に対する貸株料および品貸料をいただきます。委託保証金は、売買代金の30%以上(オンライン信用取引の場合、売買代金の33%以上)で、かつ30万円以上の額が必要です。信用取引では、委託保証金の約3.3倍まで(オンライン信用取引の場合、委託保証金の約3倍まで)のお取引を行うことができるため、株価の変動により委託保証金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。詳しくは、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、等をよくお読みください。

CBの売買取引には、約定代金に対し最大1.08%(税込み)(4,320円に満たない場合は4,320円(税込み))の売買手数料をいただきます。CBを相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。CBは転換もしくは新株予約権の行使対象株式の価格下落や金利変動等によるCB価格の下落により損失が生じるおそれがあります。加えて、外貨建てCBは、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

債券を募集・売出し等その他、当社との相対取引によってご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。債券の価格は市場の金利水準の変化に対応して変動しますので、損失が生じるおそれがあります。また、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。加えて、外貨建て債券は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

個人向け国債を募集によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。個人向け国債は発行から1年間、原則として中途換金はできません。個人向け国債を中途換金する際、原則として次の算式によって算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれます。(変動10年:直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685、固定5年、固定3年:2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685)

物価連動国債を募集・売出し等その他、当社との相対取引によって購入する場合は、購入対価のみをいただきます。当該商品の価格は市場の金利水準及び全国消費者物価指数の変化に対応して変動しますので、損失が生じるおそれがあります。想定元金額は、全国消費者物価指数の発行時からの変化率に応じて増減します。利金額は、各利払時の想定元金額に表面利率を乗じて算出します。償還額は、償還時点での想定元金額となりますが、平成35年度以降に償還するもの(第17回債以降)については、額面金額を下回しません。

投資信託のお申込み(一部の投資信託はご換金)にあたっては、お申込み金額に対して最大5.4%(税込み)の購入時手数料(換金時手数料)をいただきます。また、換金時に直接ご負担いただく費用として、換金時の基準価額に対して最大2.0%の信託財産留保額をご負担いただく場合があります。投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用として、国内投資信託の場合には、信託財産の純資産総額に対する運用管理費用(信託報酬)(最大5.4%(税込み・年率))のほか、運用成績に応じた成功報酬をご負担いただく場合があります。また、その他の費用を間接的にご負担いただく場合があります。外国投資信託の場合も同様に、運用会社報酬等の名目で、保有期間中に間接的にご負担いただく費用があります。

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動します。従って損失が生じるおそれがあります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。また、上記記載の手数料等の費用の最大値は今後変更される場合がありますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をよくお読みください。

金利スワップ取引、及びドル円ベース・スワップ取引(以下、金利スワップ取引等)にあたっては、所定の支払日における所定の「支払金額」のみお支払いいただきます。金利スワップ取引等には担保を差入れていただく場合があります。取引額は担保の額を超える場合があります。担保の額は、個別取引により異なりますので、担保の額及び取引の額の担保に対する比率を事前に示すことはできません。金利スワップ取引等は金利、通貨等の金融市場における相場その他の指標にかかる変動により、損失が生じるおそれがあります。また、上記の金融市場における相場変動により生じる損失が差入れていただいた担保の額を上回る場合があります。また追加で担保を差入れていただく必要が生じる場合があります。お客様と当社で締結する金利スワップ取引等と「支払金利」(又は「受取金利」)以外の条件を同一とする反対取引を行った場合、当該金利スワップ取引等の「支払金利」(又は「受取金利」)と、当該反対取引の「受取金利」(又は「支払金利」)とは差があります。商品毎にリスクは異なりますので、契約締結前交付書面やお客様向け資料をよくお読みください。

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)取引を当社と相対でお取引いただく場合は手数料をいただきません。CDS取引を行なうにあたっては、弊社との間で合意した保証金等を担保として差入れ又は預託していただく場合があります。取引額は保証金等の額を超える場合があります。保証金等の額は信用度に応じて相対で決定されるため、当該保証金等の額、及び、取引額の当該保証金等の額に対する比率をあらかじめ表示することはできません。CDS取引は参照組織の一部又は全部の信用状況の変化や、あるいは市場金利の変化によって市場価値が変動し、当該保証金等の額を超えて損失が生じるおそれがあります。信用事由が発生した場合にスワップの買い手が受取る金額は、信用事由が発生するまでに支払う金額の総額を下回る場合があります。また、スワップの売り手が信用事由が発生した際に支払う金額は、信用事由が発生するまでに受取った金額の総額を上回る可能性があります。他の条件が同じ場合に、スワップの売りの場合に受取る金額と買いの場合に支払う金額には差があります。CDS取引は、原則として、金融商品取引業者や、あるいは適格機関投資家等の専門的な知識を有するお客様に限定してお取り扱いしています。

有価証券や金銭のお預かりについては料金をいただきません。証券保管振替機構を通じて他の証券会社へ株式等を移管する場合には、数量に応じて、移管する銘柄ごとに10,800円(税込み)を上限額として移管手数料をいただきます。

野村證券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号

加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

Copyright © 2018 Nomura Securities Co., Ltd. All rights reserved.